

(別紙3)

2024年8月17日

11月祭事務局

第66回京都大学11月祭 酒類規制細則(案)

(目的)

第一条 この規則は、第66回京都大学11月祭において安全性を担保しながら、酒類提供・飲酒行為を行える環境を作ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規則の適用期間は11月祭開催期間および片付け日とする。

2 本規則の適用場所は本部構内(教育学部祭の開催場所を除く)と吉田南構内(吉田寮を除く)とする。

(定義)

第三条 本規則での酒類は、酒税法の定めを準用する。

(「酒税法」第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料(薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの又はアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。)をいう。(抜粋))

2 本規則での酒類保持とは、酒類を所持、保管することである。

3 本規則での酒類持込とは、酒類を本規則適用範囲外から内に運ぶことである。

4 本規則での飲酒行為とは、酒類を摂取する行為のことである。

5 本規則での酒類提供とは、酒類を有償無償問わず、他者に提供することである。

6 本規則での酒類提供模擬店企画とは、11月祭本部から酒類保持・持込・提供を認められた模擬店企画である。

7 本規則でのアルコールパスポートとは、本規則適用範囲内において酒類提供模擬店企画から酒類提供を受ける資格を証明するリストバンドである。

(禁止事項)

第四条 次の各号にあげる事項については原則禁ずる。

- 一 本規則適用範囲内における 11 月祭本部が認めていない酒類保持・持込
- 二 吉田南グラウンド内を除く本規則適用範囲内における飲酒行為
- 三 本規則適用範囲内におけるアルコールパスポート未着用での飲酒行為
- 四 本規則適用範囲内における 11 月祭本部が認めていない酒類提供
- 五 アルコールパスポートの不適切な利用

2 前一項に当てはまる事項であっても、正当な目的を有すると 11 月祭本部が認めるものについては禁止しない。

(11 月祭本部が認めていない酒類保持・持込への対応)

第五条 11 月祭本部が認めていない酒類の保持または持込が発見された場合、11 月祭本部は当該酒類の没収もしくは当該者の本規則適用範囲外への退去を命じること、またはその両方を行うことができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する者の 11 月祭本部が認めていない酒類の保持または持込が発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する者の 11 月祭本部が認めていない酒類の保持または持込が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(吉田南グラウンド内を除く本規則適用範囲内における飲酒行為への対応)

第六条 吉田南グラウンド内を除く本規則適用範囲内での飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該酒類の没収もしくは当該者の吉田南グラウンドへの移動を命じること、またはその両方を行うことができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する者の吉田南グラウンド内を除く本規則適用範囲内での飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する者の吉田南グラウンド内を除く本規則適用範囲内での飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(本規則適用範囲内におけるアルコールパスポート未着用での飲酒行為への対応)

第七条 本規則適用範囲内におけるアルコールパスポート未着用での飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該酒類の没収もしくは当該者にアルコールパスポートの着用を命じること、またはその両方を行うことができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する者の本規則適用範囲内におけるアルコールパスポート未着用での飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する者の本規則適用範囲内におけるアルコールパスポート未着用での飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(11 月祭本部が認めていない酒類提供への対応)

第八条 11 月祭本部が認めていない酒類提供が発見された場合、11 月祭本部は当該行為をやめさせた上で、当該酒類の没収もしくは当該者の本規則適用範囲外への退去を命じること、またはその両方を行うことができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する者の 11 月祭本部が認めていない酒類提供が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する者の 11 月祭本部が認めていない酒類提供及びアルコールパスポート未着用の者への酒類提供が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(アルコールパスポートの不適切な利用への対応)

第九条 アルコールパスポートを着用しているが、その利用方法が 11 月祭本部の認めているものでなく不適切な利用であることが発見された場合、11 月祭本部は当該者の本規則適用範囲外への退去を命じることができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する者についてアルコールパスポートを着用しているが、その利用方法が 11 月祭本部の認めているものでなく不適切な利用であることが発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する者についてアルコールパスポートを着用しているが、その利用方法が 11 月祭本部の認めているものでなく不適切な利用であることが発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(その他の対応)

第十条 上記第四条から第九条に当てはまらない場合においても、11 月祭本部の判断によって個別の事情を勘案の上、必要であれば当該酒類の没収を行うことや当該者の吉田南グラウンドへの移動、当該者の本規則適用範囲外への退去、アルコールパスポートの着用を命じることができる。

2 上記第四条から第九条に当てはまらない場合においても、企画に関連する者の酒類に関する問題行為の場合、11 月祭本部の判断によって個別の事情を勘案の上、必要であれば当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 極めて悪質な行為が発見された場合、全学実行委員会を経て個人または団体に対して次年度の企画出展の停止等の措置を行うことができる。

4 企画出展場所において禁止事項に該当する行為を容認したと判断される場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(適用範囲外への対応)

第十一条 本規則適用範囲周辺においても、11 月祭本部は本規則の趣旨に照らして必要かつ相当な注意喚起を行うことができる。

(酒類の没収)

第十二条 11 月祭本部は本規則適用範囲内において発見された酒類の没収を行うことができる。

2 没収を行う際、所有者が明確である場合は、所有者に本人確認書類の提示を求める。また、その際に処分希望か返却希望かの選択を行ってもらう。処分希望の場合は 11 月祭本部が即時処分し、返却希望の場合は本規則適用終了後に返却期間を設け、本人確認ができた場合に返却を行う。返却期間終了後に残っている酒類については 11 月祭本部が処分する。

3 没収を行う際、所有者が明確でない場合は、本規則適用期間終了後に 11 月祭本部が処分する。

(禁止事項への違反の確認)

第十三条 禁止事項への違反の確認は 11 月祭本部スタッフが行う。

- 2 11 月祭本部は写真を撮影する等の証拠の保全を行うことができる。
- 3 11 月祭本部は必要に応じて声かけ、呼気の確認、所持品の確認等を行うことができる。

(禁止事項への違反に対する手続規定)

第十四条 禁止事項への違反が確認されれば、11 月祭本部スタッフが直ちに措置の手続きに移る。

- 2 当該者に本人確認書類の提示を求め、11 月祭本部スタッフが違反情報を記録し、その記録に基づいて措置を行う。
- 3 当該酒類の没収や当該者の本規則適用範囲外への退去を命じる措置を行う場合には、当該者に対して説明を行う。
- 4 当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止の措置を行う場合には、当該企画の企画責任者（不在の場合はその代理の者）に対して説明を行う。
- 5 異議申立は説明の場のみで受け付け、それが妥当なものであると判断される場合に限り当該措置の解除を検討する。ただし、それ以後の異議申立は一切受け付けない。
- 6 個人または団体に対して次年度の企画出展の停止等の措置を行う場合も第十四条に準じる。